

受付番号：030013

法律等名称：建築基準法

案件名：平成12年建設省告示第1446号に関する提案

検討項目：ダクタイル鋳鉄の取り扱いに関する検討

検討した結果：平成15年国土交通省告示第1411号により平成12年建設省告示第1446号の一部改正をもって措置済み

○国土交通省告示第1411号

建築基準法（昭和25年法律第二百一号）第37条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成12年建設省告示第1446号）の一部を次のように改正する。

平成15年10月24日

国土交通大臣 石原 伸晃

別表第二第一第一号に掲げる建築材料の項中

二 炭素鋼の場合は、炭素含有量は1.7パーセント以下の範囲で、C、Si、Mn、P及びSの化学成分の含有量の基準値が定められていること。ステンレス鋼の場合は、C、Si、Mn、P、S及びCrの化学成分の含有量の基準値が定められていること。  
これらの化学成分のほか、固有の性能を確保する上で必要となる化学成分の含有量の基準値が定められていること。

を

二 炭素鋼の場合は、炭素含有量は1.7パーセント以下（地震力等による塑性変形が生じない部分に用いるもので、伸びの基準値が十パーセント以上のものについては、4.5パーセント以下）の範囲で、C、Si、Mn、P及びSの化学成分の含有量の基準値が定められていること。ステンレス鋼の場合は、C、Si、Mn、P、S及びCrの化学成分の含有量の基準値が定められていること。  
これらの化学成分のほか、固有の性能を確保する上で必要となる化学成分の含有量の基準値が定められていること。

に改める。